

竹田市工事書類簡素化規程

令和2年8月24日

本規程は、竹田市工事書類簡素化実施要領第4条の規定に基づき、大分県工事書類簡素化の手引きに規定するものの外、本市の実情等を勘案した工事書類の簡素化について定めるものである。

材料承認願

アスファルト混合物、砕石、コンクリート二次製品のうち対象となる材料について、事前に契約検査室で一括承認をすることで工事毎の資料の提出を省略する。一括承認対象外の材料については、従来通り使用前に監督員の承認を得ること。

・アスファルト混合物

大分県アスファルト混合物事前審査制度により認定された混合物が対象（現状では、(株)友岡組で認定されている混合物（再生密粒度アスファルト混合物(13)、再生密粒度アスファルト(20)、再生粗粒度アスコン(20)、密粒度ギャップアスファルト混合物 改質Ⅰ型(13)、密粒度ギャップアスファルト混合物 改質Ⅱ型(13)、ポーラスアスファルト混合物 改質Ⅱ型(13)）のみが対象、前田道路(株)・大分共同アスコンで製造している日本道路建設業協会の認定混合物は一括承認できないため対象外)

材料承認申請時に一覧表を作成し、「製造者」「混合物記号」「アスファルト混合物の名称」「最大粒径」「一括承認対象」を記載し、監督員の確認を受けること。

一括承認の対象外の混合物は、「配合設計書」「材料試験成績書」「品質証明資料」「試験練り報告書」を提出し、監督員の承認を得ること。

・砕石

(株)友岡組の「RC-40」及び大野砕石(有)の「M-30」「M-40」「C-30」「C-40」「4005」「砕石4020」「砕石2005」「切込」「割詰石(150~200)」「割栗石(5~15cm)」「S-20(5号)」「S-13(6号)」「S-5(7号)」「砕砂」が対象

材料承認申請時に一覧表を作成し、「生産者」「骨材の種類」「一括承認対象」を記

載し、監督員の確認を受けること。

一括承認の対象外の砕石は、骨材試験書を提出し、監督員の承認を得ること。

・コンクリート二次製品

「大分県土木建築部及び農林水産部の発注工事に使用するコンクリート二次製品の検査要領第6条の規定による検査済証の検査製品が対象

材料承認申請時に一覧表を作成し、「製造者」「呼び名」「製品規格」「一括承認対象」を記載し、監督員の確認を受けること。

実際に使用した材料が一括承認の対象品であることが確認できるように、材料納入時に製品に印字されている呼称等が読めるように鮮明な検収写真を撮ること。

一括承認の対象外の製品は、製品の仕様書等を提出し、監督員の承認を得ること。

・鉄筋

材料納入時に、「圧延マーク（ロールマーク）」「サイズマーク」「突起の数」が確認できるように鮮明な検収写真を撮ることで、材料承認願の提出を省略できることとする。

材料承認申請時に一覧表を作成し、「製造者」「種類の記号（SD345等）」「呼び名（D13等）」「JIS規格品」を記載し、監督員の確認を受けること。

・JIS規格品のうち「JISマーク表示品」については、材料納入時に径や長さとともにJISマークが確認できるように鮮明な検収写真を撮ることで、材料承認願の提出を省略できることとする。

材料承認申請時に一覧表を作成し、「品名」「規格」「JISマーク表示品」を記載し、監督員の確認を受けること。

・生コンクリート

出荷時期等によって配合計画が変わるので、一括承認ではなく工事毎の提出とする。大分県生コンクリート品質管理監査会議が監査を実施し合格した工場に交付される有効期限内の「合格証」の写しと「配合計画書」「配合計算書」を提出し、監督員の承認を得ること。

品質管理関係

品質管理基準の省略及び品質管理資料の簡素化について。

次の材料以外については、従来通り品質証明書を提出すること。

・下層路盤

材料の必須試験結果は、一括承認の対象であれば提出不要。品質管理資料の一覧表を作成し、「一括承認対象」と記載すること。

一括承認対象外の場合は、「骨材試験書」を提出すること。

面積が 100 m²未満で単費工事の場合、施工時の必須試験である現場密度の測定については、監督員の指示がある場合を除き省略可能とする。

・上層路盤

材料の必須試験結果は、一括承認の対象であれば提出不要。品質管理資料の一覧表を作成し、「一括承認対象」と記載すること。

一括承認対象外の場合は、「骨材試験書」を提出すること。

面積が 100 m²未満で単費工事の場合、施工時の必須試験である現場密度の測定及びふるい分け試験については、監督員の指示がある場合を除き省略可能とする。

・アスファルト舗装

材料の必須試験及びプラントの必須試験結果は、一括承認の対象であれば提出不要。品質管理資料の一覧表を作成し、「一括承認対象」と記載すること。一括承認対象外の場合は、材料の必須試験結果及びプラントの必須試験結果を提出すること。

舗設現場の必須試験（現場密度の測定、アスファルト抽出試験、粒度分析試験、温度測定（初転圧前）、外観検査）結果については、随時実施し提出すること。

単費工事の場合、現場密度の測定、アスファルト抽出試験、粒度分析試験については、監督員の指示がある場合を除き公的試験機関でなく自主管理試験でもよい。

舗装面積が 100 m²未満で単費工事の場合、現場密度の測定、アスファルト抽出試験、粒度分析試験については、監督員の指示がある場合を除き省略可能（コア抜き不要）とする。

・砕石

一括承認の対象であれば提出不要。品質管理資料の一覧表を作成し、「一括承認対象」と記載すること。

一括承認対象外の砕石は、「骨材試験書」を提出すること。

・コンクリート二次製品

一括承認の対象であれば提出不要。品質管理資料の一覧表を作成し、「一括承認対象」と記載すること。実際に使用した材料が一括承認の対象品であることが確認できるように、材料納入時に撮影した製品に印字されている呼称等が読めるように鮮明な検収写真を添付すること。(工事写真として整理してもよい)

一括承認対象外の製品は、品質証明資料を提出すること。

・鉄筋

材料納入時に撮影した「圧延マーク(ロールマーク)」「サイズマーク」「突起の数」が確認できる鮮明な検収写真を添付すること。

品質管理資料の一覧表を作成し、「JIS規格品」と記載すること。

・上記以外で JIS 規格品のうち「JIS マーク表示品」については、材料納入時に撮影した径や長さとともに JIS マークが確認できる鮮明な検収写真を添付すること。

品質管理資料の一覧表を作成し、「品名」「規格」「JIS マーク表示品」と記載すること。

・生コンクリート

1 工種当たりの使用量が 50 m^3 未満の場合は、配合計画書でよいため提出不要。品質管理資料の一覧表を作成し、「材料承認願に添付済」と記載すること。

重要構造物、1 工種当たりの使用量が 50 m^3 以上及び監督員の指示がある場合は、施工の必須試験（塩化物含有量測定、スランプ試験、空気量測定、圧縮強度試験）結果を提出すること。

出来形管理基準

出来形管理基準の省略について。

・アスファルト舗装

出来形管理基準の厚さについて、舗装面積が 100 m²未満で単費工事の場合は、コア抜きによる厚さの確認ではなく水系管理でよい。

平坦性について、連続する直線部の施工延長が 100m未満で単費工事又は維持工事の場合は、監督員の指示がある場合を除き省略可能とする。維持工事とは、路盤の施工を伴わない表層のみの施工（不陸修正を含む）に限る。

附 則

(適用)

- 1 この規程は、令和 2 年 9 月 1 日以降に起案する工事を適用とする。
- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本規程を適用できるものとする。